

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	要援護高齢者等短期入所事業			事業コード	1802
所属コード	066500	課等名	長寿社会課	係名	生きがい推進係
課長名	藤澤 忠範	担当者名	大関 拓真	内線番号	3567
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	コード	2
	基本事業	高齢者福祉サービスの充実	コード	4
予算費目名	介護保険費特別会計 3 款 1 項 3 目 要介護高齢者等短期入所事業 (005-29)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 平成 26 年度
根拠法令等	要援護高齢者等短期入所事業実施要綱			

(2) 事務事業の概要

要援護高齢者等を一時的に養護老人ホームに短期入所させ、介護を行うこと及び生活習慣の指導や体調の調整を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 12 年以降、旧玉山村で実施してきた「老人短期入所事業」を、平成 18 年の旧盛岡市との合併後も「要介護老人等短期入所事業実施要綱」を定め、玉山区内に在住する高齢者等を対象に事業を継続し、短期入所者の生活支援と介護者の負担の軽減が図られてきた。

平成 25 年 3 月議会において、「事業の対象を市全域に拡充しては」との意見があり、その場合のニーズの把握、事業内容等の検討を行い、平成 26 年度から市全域を対象に実施することとした。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

ひとり暮らし高齢者や要介護者は今後も増加することが予想され、これに伴い利用希望者も増加が見込まれる。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

市に住所を有する概ね 65 歳以上の者であって、原則として一人暮らし高齢者のうち、次の各号に該当する者

- ① 介護認定を受けていない者であって、心身の衰弱により居宅において日常生活を営むことが困難な者
- ② 短期入所の実施が必要であると市長が認めた者

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込	26 年度 実績
A 65歳以上の高齢者のみ世帯	人				30,300	32,243
B						
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

- ・委託業者との契約事務
- ・介護支援専門員や介護者との協議
- ・実施施設との連絡調整
- ・申請受付，承認，事業依頼
- ・業務報告の確認，委託料の支払い

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 延べ利用者数	人				—	7
B 委託料支払実績	円				—	1,409,700
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

養護老人ホーム等での体調調整・生活指導により、高齢者の要介護状態への進行を予防し日常生活の質の向上を図る。また、在宅での介護が難しい高齢者を継続して入所させることにより、介護者の介護負担の軽減を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 要介護老人等短期入所利用者数	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持					—	7
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる						

	□維持						
--	-----	--	--	--	--	--	--

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円				—	0
	②県	千円				—	0
	③地方債	千円				—	0
	④一般財源	千円				—	1,410
	⑤その他()	千円				—	15
	A 小計 ①～⑤	千円				—	1,425
人件費	⑥延べ業務時間数	時間				—	100
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円				—	400
計	トータルコスト A+B	千円				—	1,825
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

短期入所者の生活の質の向上と介護者の介護負担の軽減が図られており、施策の目的に結びついている。

② 市の関与の妥当性

現行の制度による在宅サービスを利用してもなお在宅生活が困難な高齢者や高齢者世帯の生活支援を行なう観点から、市以外に実施するところがない。

③ 対象の妥当性

介護認定を受けていない者であって、心身の衰弱により在宅で日常生活を営むことが困難な高齢者等に対する施策であることから、現状のままで妥当である。

④ 廃止・休止の影響

在宅生活が困難な高齢者や家族から当該事業の利用希望が寄せられており、現状では当該対象者を受け入れる事業が他になく、対象が一人暮らし高齢者や介護力の弱い世帯であるため、在宅福祉サービスの低下を招くことになる。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

対象者の身体、精神、環境、経済上の理由、緊急性等をより精査することにより、有効性が高まる余地はある。

また、今後要介護者の増加が見込まれ、事業の利用対象も増加が予想される。これの対応により、向上の余地はある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

心身の衰弱により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を対象（受益者）としており、公平・公正である。

(4) 効率性評価

主たる業務が委託契約事務と対象者の利用決定事務となっており、これ以上の削減はできない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

今後は、対象者の増加が見込まれるため、利用の適否の決定には、対象者の状況を精査することで事業の有効性を高めていく。

また、他制度との組み合わせや活用方法を考えながら、事業の指標（目標値）を定めていく必要がある。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

対象の詳細な把握により利用対象者及び利用施設を決定するなど、適正な事業運営が望まれる。併せて、他制度との調整や介護保険制度による支援事業との組み合わせの検討が必要である。

また、制度の周知を図るために、PR活動を進める必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

要援護高齢者等を一時的に短期入所させ、介護及び生活習慣の指導や体調の調整を行う取組として、事業の重要性が高まってくるものと思われるので、事業継続が妥当であるとする。